

につほんの

まん中から未来の中心へ

助成制度+優遇措置

可児市企業立地促進助成制度による奨励金

事業所等設置奨励金	固定資産税相当額を 5年間 交付	限度額なし (5年間)
操業開始後初めて賦課される固定資産税の課税年度を初年度として5年間、投下固定資産に対して賦課された固定資産税相当額を交付します。		
雇用促進奨励金	可児市に住所がある新規雇用者 1人につき 30万円 （初年度のみ）	限度額 3,000万円

▼ 奨励金対象となる要件

	事業	投下固定資産の総額	新規雇用者
事業新設	製造業	中小企業 上記以外	1億5,000万円以上 3億円以上
	運輸業		
	小売業		
	情報通信業	3,000万円以上	
	研究開発事業	1億5,000万円以上	
	コールセンター事業		
	データセンター事業	5,000万円以上	
	ソリューションセンター事業		
	その他の事業	3,000万円以上	—
増設又は移設	製造業	中小企業	5,000万円以上
	運輸業	上記以外	1億円以上
	小売業		
	研究開発事業	5,000万円以上	

固定資産税は、土地が操業開始前5年以内、建物・償却資産は操業開始前1年内に取得しているものが対象となります。
製造業の場合は、敷地面積の過半が工業用途指定（都市計画法の工業専用地域、工業地域・準工業地域のいずれか）である事も必要になります。

岐阜県企業立地促進事業補助金

岐阜県では、最高10億円の企業立地促進事業補助金をはじめ、さまざまな優遇措置を設け、企業立地をサポートします。詳細は下記へお問い合わせまたはホームページをご覧ください。

岐阜県 企業誘致課
〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1 TEL: 058-272-1111 (代表)



(仮)可児御嵩インターチェンジ工業団地

第一期
令和
5年

分譲開始 予定

K A N I

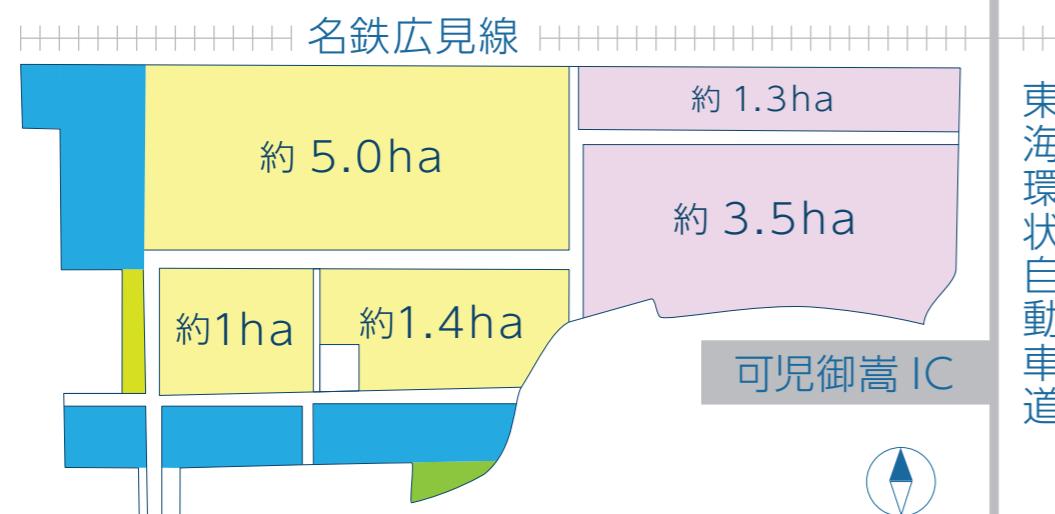
可児市役所 觀光経済部 企業誘致課

〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL: 0574-62-1111 FAX: 0574-63-4754

(仮)可児御嵩 インターチェンジ工業団地



分譲区画(予定)



分譲
時期
(予定)



第1期：令和5年11月以降

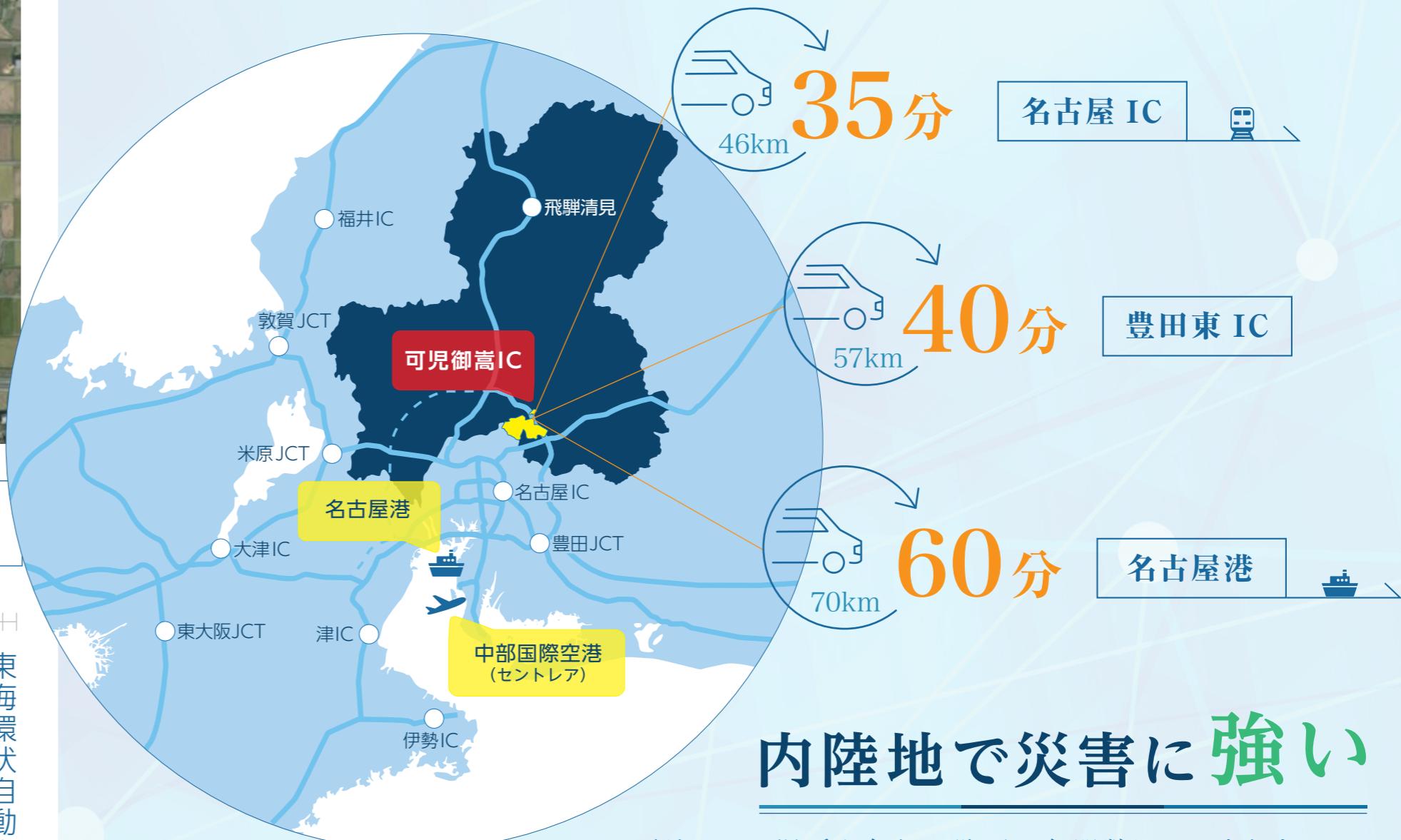


第2期：令和7年1月以降

※ 分譲価格等については、お問合せ下さい。

充実の交通ネットワーク

可児御嵩インターチェンジに隣接し、名古屋圏や東京をはじめ北陸、信州へのアクセスにも便利な好立地です。また、東海環状線西回りが開通すれば関西へのアクセスも更に充実します。



内陸地で災害に強い

平地による温暖な気候で降雪は年間数回しかありません。
また、活断層もなく巨大地震の影響も少ないとされています。

雇用を始めとする

行政支援が充実

ワンストップ窓口で各種手続きがスムーズに行えるとともに、企業立地奨励金があります。
また、安定した雇用確保のお手伝いをします。
(奨励金・助成金の詳細は裏表紙をご覧ください。)